

東建従ガイド

くらしに役立つ情報が掲載されています



東京建設従業員組合

東建従ガイド もくじ

暮らしに役立つ情報が掲載されています

● 組合共済制度

● 中建国保

● 労災保険

● 雇用保険

● 建設業退職金共済制度（建退共）

● 建設業許可

● 住宅相談

組合共済制度

組合員が病気やケガで働けなくなったときや、仲間や家族が亡くなったとき、結婚や出産のときなど、仲間同士の生活の助け合いを目的に給付をおこなう制度です。

また、全労済ともタイアップをして安い掛金で大きな補償が受けられます。

【組合内共済】

2010年4月から入院見舞金をさらに充実。

中建国保とセットで“**1日 12,000円**”の給付を実現！

◆ 一定の条件を満たしている組合員（65歳未満対象）

もし、入院してしまった場合

1日 4,000円

※連続した5日以上
の休業が
給付条件

※待機期間はなし

◆ 中建国保の給付金は

もし、入院してしまった場合

1日 8,000円

※連続した5日以上
の休業が
給付条件

※待機期間はなし

組合共済と
中建国保の給付をあわせて

1日 12,000円

の給付が受けられます



組合内共済・給付内容

共済事由		区 分	共済金
入 院 見舞金	本 人 (65歳未満)	入院5日以上の場合に 初日から最高40日支給	4,000円
	本 人 (65歳以上)	1週間以上の入院の場合 (同じ病気では1回限り)	10,000円
花輪・香典	本人死亡	花輪と香典	10,000円
	同居親族死亡	香 典	5,000円
結婚祝金	本 人		2,000円
就学祝金	子 供	小・中学校入学時	3,000円
		高校入学時	5,000円
高齢者祝	本 人	満70歳、以後5歳刻みで支給	10,000円
成人者祝	本 人	満20歳になった年の1月	5,000円
出産祝金	本人・配偶者	第1種～第6種	7,000円

全労済・給付内容（年齢により給付内容が異なります）

共済事由		区 分	共済金	
			慶弔共済	団体生命共済
死亡弔慰金	本 人	死 亡	30,000円	*1,000,000円
	本 人	事故死亡	40,000円	*2,000,000円
	配偶者	死 亡	20,000円	0
	子 供	死 亡	10,000円	0
	親	死 亡	3,000円	0
障害（ケガによる）見舞金	本 人	ケガによる障害の 等級により	30,000円	*2,000,000円以内
ケガによる 入院見舞金	本 人	入院1日につき1,000円 (入院5日目から最高180日間)	0	*180,000円以内
傷病見舞金	本 人	休業14日以上	2,000円	0
		休業30日以上	4,000円	0
		休業90日以上	7,000円	0
		休業120日以上	10,000円	0
住宅災害見舞金	自然災害	火災等	*1,000,000円以内	0
		風水害等	300,000円以内	0
		地震等	100,000円以内	0
			同居親族の死亡	100,000円以内
結婚祝金		本 人	8,000円	0
出産祝金		本人・配偶者	3,000円	0
就学祝金（小・中学入学時）		子	2,000円	0

●新加入のとき、60才以上の組合員は慶弔共済のみ給付。●65才以上の組合員は団体生命共済給付金が半額となります（*）。●平成14年7月1日以降、60才未満で組合に加入する方（または加入した方）は75才になると団体生命共済を脱退し（定年）、慶弔共済だけになります。

中建国保

中建国保（中央建設国民健康保険組合）は、建設で働く仲間の健康保険です。

病気・ケガで仕事を休んでも安心して医療を受けられる、建設労働者・建築職人に有利な内容になっています。

組合員本人の自己負担額が1ヶ月17,500円を超えた分は、払い戻しされる「償還金制度」。

1つの医療機関で、自己負担額が1ヶ月（暦の上の1日～月末）17,500円を超えた時は、超えた額が償還金として払い戻しされます。（組合員ご本人が対象です）※償還金の対象となるのは医療機関からの請求書（レセプト1枚）単位となり、診療分と院外処方調剤分は合算されません。また、労災・交通事故等の給付制限となる場合や健康保険適用外や診療内容により、払い戻しの対象にならない場合があります（ただし加入した月から3ヶ月以内の方、70歳以上の方は支給対象になりません）。

**もしも病気で仕事ができなくなっても
傷病手当金が、入院で1日8,000円、
通院で1日最高4,000円、が保障されます。**

病気やケガで仕事ができなくなったとき、入院・入院外それぞれ40日合わせて最大80日まで支給が受けられます。申請には医療機関の証明が必要となります（ただし、労災・交通事故・第三者行為等や加入してから90日以内は支給の対象となりません）。

傷病手当金

種別	入院（日額）	外来（日額）
第1種（親方・事業主）	8,000円	4,000円
第2種（一人親方）		3,600円
第3種（職人・従業員）		3,200円
第4種（25歳以上30歳未満）		2,800円
第5種（20歳以上25歳未満）		2,400円
第6種（20歳未満）		2,000円

その他の給付一覧表

高額療養費	組合員及び家族が1つの病院で、1ヶ月の支払が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給（但し、差額ベッド代等の保険適用外の費用は除かれます）	
出産育児一時金	1児につき	420,000 円
出産手当金	女子組合員が出産したとき、産前 25 日、産後 40 日を限度として「外来の傷病手当金」と同額の金額を支給（ただし加入（婚姻による世帯分離を除く）してから出産日が180 日以内の場合は支給対象になりません）	
葬祭費	本人	70,000 円
	家族	50,000 円

子育て世代にも安心！ 3歳未満のお子さんの保険料は、無料です。

保険料は、所得にかかわらず、お住まいや仕事の形態・年齢・扶養家族の人数で決まります（種別保険料）。3歳未満のお子さんや6人目からの家族保険料はいただきません。また義務教育就学前までは窓口での自己負担が2割のため、子育てにも安心です。

労災保険

万一のケガにもこれで安心

労働者が工作中や通勤途中にケガをした場合、療養や休業補償などの保険給付をするのが、労災保険です。

事業主は、労働者を一人でも使っている場合、労災保険（労働者災害補償保険）の強制適用事業所となり、労災保険に加入することが義務付けられています。

もしも重大事故が発生してしまうと、事業主に対して多額の損害賠償が請求されることになり、大変なことになってしまいます。事業主は、必ず労災保険に加入しましょう。

一人親方・中小事業主も組合で特別加入できます

労災保険は本来「労働者」の保護を目的とした制度です。現場に出る事業主や一人親方の場合は「労働者」と見なされず、事業所労災の対象外となってしまうので、労災保険の特別加入をする必要があります。万一のために、事業主・一人親方・家族従事者の特別加入をしておきましょう。

東建従は、厚生労働省の認可を受けた労働保険事務組合です。事業所労災・特別加入・その他手続きについて組合がすべておこないますので安心です。

労災保険の主な給付

療養補償	全額無料
休業補償	休業4日目から、1日につき平均賃金（給付基礎日額）の8割を支給
障害補償	障害補償年金（障害等級 第1級～第7級） 障害補償一時金（障害等級 第8級～第14級） 障害特別支給金 342万円～8万円（障害等級 第1級～第14級）を支給
遺族補償	遺族補償年金、遺族特別支給金、葬祭費を支給

労災保険料

年間請負金額（税込）	年間保険料
100万円	2,185円
500万円	10,925円
1,000万円	21,850円
2,000万円	43,700円
3,000万円	65,550円
5,000万円	109,250円

特別加入保険料

給付基礎日額	事業主	一人親方
5,000	17,337	32,850
6,000	20,805	39,420
7,000	24,272	45,990
8,000	27,740	52,560
9,000	31,207	59,130
10,000	34,675	65,700
12,000	41,610	78,840
14,000	48,545	91,980
16,000	55,480	105,120
18,000	62,415	118,260
20,000	69,350	131,400

[事業主の保険料計算例]

給付基礎日額が 10,000 円の場合

$$10,000 \text{ 円} \times 365 \text{ 日} \times 9.5/1000 = 34,675 \text{ 円}$$

[一人親方の保険料計算例]

給付基礎日額が 8,000 円の場合

$$8,000 \text{ 円} \times 365 \text{ 日} \times 18/1000 = 52,560 \text{ 円}$$



雇用保険

雇用保険について

雇用保険は、労働者が自分の都合や会社の事情で退職しなければならなくなったり、失業中の生活の安定をはかり、再就職できるように、必要な給付を行う制度です。労働者を一人以上使っている事業所は必ず加入しなければならず、そこで働く労働者が被保険者となります。

保険料は

保険料は業種によって違います。建築の場合、雇用している労働者に該当保険年度（4月1日から翌年3月31日まで）に支払った賃金総額の1000分の12が保険料となります。（事業主負担分=1000分の8、労働者負担分=1000分の4）。製造業の場合は賃金総額の1000分の9（事業主負担分=1000分の6、労働者負担分=1000分の3）です。

保険料率

区分	保険料率	
建設の事業	12/1000	
	事業主 8/1000	労働者 4/1000
一般の事業	9/1000	
	事業主 6/1000	労働者 3/1000

【計算例】

- 建設の事業で、給与総額360万円（月30万円）の年間保険料は43,200円（事業主28,800円、労働者14,400円）になります。毎月の給与からは、1,200円が控除されます。

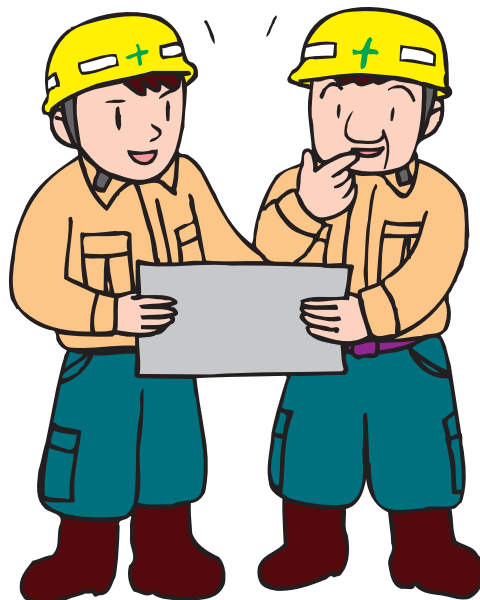


保険給付

失業給付を受けるには、被保険者が失業した場合に、離職の日以前の1年間に被保険者期間が通算6ヶ月以上（H19.10.1以降は12ヶ月以上）であることが必要です。

給付金の日額は離職者の1日の平均賃金の45～80%を基準に定められています。給付日数は同一事業主に引き続き被保険者として雇用されていた期間や年齢によって異なりますが、最低90日、最高360日です。

失業給付日数（所定給付日数）						
基準日の年齢等		算定基礎期間（継続勤務期間）				
		20年以上	10年以上 20年未満	5年以上 10年未満	1年以上 5年未満	1年未満
一般の者		150日	120日	90日	90日	
特定受給資格者 （倒産、解雇等による離職者）	60歳以上 65歳未満	240日	210日	180日	150日	90日
	45歳以上 60歳未満	330日	270日	240日	180日	
	35歳以上 40歳未満	270日	240日	180日	90日	
	30歳以上 35歳未満	240日	210日			
	30歳未満	—	180日	120日	90日	
就職困難な者 （障害者等）	45歳以上 65歳未満	360日				150日
	45歳未満	300日				



建設業退職金共済制度（建退共）

～建設現場で働くあなたのための退職金制度です～

退職金制度の特徴

- 国が運営する制度です
- 建設産業全体が適用されます（現場・事業所を問いません）
- 掛金は事業主が負担します（労働者の負担はありません）
- 共済手帳に証紙の貼付を受けることで掛金を積み立てていきます
- 事業主が制度に加入することが必要です

建設業退職金制度（略称「建退共」）は、建設労働者のために国によって設立された退職金制度です。この制度は、建設労働者が共済手帳の交付を受けていれば、いつ、どこの現場、事業所で働いても、働いた日数に応じて退職金の掛金が加算されていきます。公共工事の場合は、事業主や元請が労働者の共済手帳に働いた日数に応じた証紙（掛金）を貼ることにより、退職金の支給対象とすることができます。

労働者が退職金を請求する際には、それまでに共済手帳に貼られた証紙の総数に基づいて、建退共本部から直接労働者に退職金が支払われます。

また労働者本人に掛金（証紙代金）の負担を求めることは一切ありません。

しかし、労働者が共済手帳の交付や証紙の貼付けをうけるには、事業主（雇用主）が建退共制度に加入していることが条件となります。



1 人親方も建退共で退職金がもらえます

一人親方の場合は、組合に加入することにより、共済手帳の交付を受けることができます。(制度上、一人親方や労働者が、個人で共済手帳の申請や証紙の購入はできないからです。)

そして、一人親方として働いた場合は、その日数に応じた証紙代金を自分で負担して、組合から共済手帳に証紙を貼ってもらいます。また、他の事業主に雇われて働いた場合は、その事業主から証紙を貼ってもらいます。

一人親方が組合から証紙を貼ってもらう場合は、組合にお気軽にお問い合わせ下さい。

退職金をもらうためには

労働者が退職金を請求した時に、それまでに共済手帳に貼られた証紙の枚数を通算し、国の定めた基準によって、労働者に直接支払われます。

退職金をもらうためには、共済手帳に証紙が12ヵ月分(252枚)以上貼ってあることが必要で、以下の請求理由によって支給されます。

※証紙は1枚¥310です。共済手帳1冊目には50枚の補助があります。

- 建設業で働かなくなった場合
- 事業主になった場合
- 55歳以上になった時
- 病気やケガで働けなくなった場合 など

退職金額はおおよそ次のとおりです。

納付月数	退職給付金額
12 ヵ月	23,436 円
18 ヵ月	48,174 円
23 ヵ月	76,167 円
24 ヵ月 (2 年)	156,240 円
60 ヵ月 (5 年)	410,781 円
120 ヵ月 (10 年)	945,903 円
180 ヵ月 (15 年)	1,572,816 円
240 ヵ月 (20 年)	2,256,366 円
300 ヵ月 (25 年)	3,029,754 円
360 ヵ月 (30 年)	3,902,745 円
420 ヵ月 (35 年)	4,898,775 円
480 ヵ月 (40 年)	6,036,723 円
540 ヵ月 (45 年)	7,364,763 円

※この退職金表は、2016年4月以降に加入された場合です。

※掛金納付月数が、12ヵ月以上24ヵ月未満の場合、退職金の額は掛金納付額の3～5割程度の額となります。

建設業許可

組合では、新規・更新・変更等、許可に関する手続きも行っております。
詳しくは組合までご相談ください。

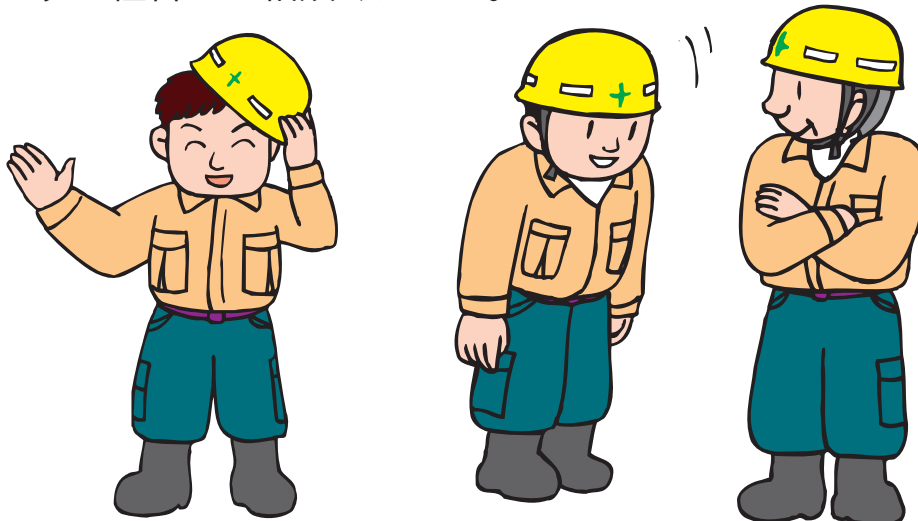
建設業許可とは？

一般建設業許可は、元請・下請に関わらず、一件の工事が総額 500 万円（建築一式工事は 1500 万円）以上の工事を請け負う場合に建設業許可が必要になります。また、建設業許可業者は、毎年決算報告（変更届）を提出する必要があります。

新規での取得をお考えの方→まずは下記の項目をチェックしてください。

- ①法人の役員または個人の事業主として、5 年以上の経験があり、その間の確定申告書の控えを保管してある。（7 年分必要な場合もあります。）
- ②国家資格を有するか、実務経験が 10 年以上あり、それを証明できる書類を保管してある。（請求書と入金確認がとれるもの等）
- ③社会保険（健康保険・厚生年金）に加入しているか。（従業員 5 人未満の個人事業所を除く）
- ④雇用保険に加入しているか。（従業員 1 人以上、ただし役員および同居の親族を除く）

その他、ご用意していただく書類等、多数ございますので、まずは組合へご相談ください。



【法人事業所用】 建設業許可申請新規必要書類一覧

①	事業所名・代表者・所在地のはいった横書きゴム印
②	代表者印
③	取締役全員・顧問・相談役・5%以上の個人株主の認め印
④	取締役全員・顧問・相談役・5%以上の個人株主の住所、氏名、生年月日、賞罰等の情報
⑤	<p>取締役全員の「登記されていないことの証明書」と「身分証明書」</p> <p>※成年被後見人などの欠格要件に該当しない旨を証明する2つの書類の提出が必要です。</p> <p>①登記されていないことの証明書 → 法務局が発行します 郵送でも発行は可能です。詳細は法務局にお問い合わせ下さい。</p> <p>②身分証明書 → 本籍地のある各区市町村の戸籍課が発行します 郵送でも発行は可能です。詳細は各区市町村にお問い合わせ下さい。</p>
⑥	法人事業税の「納税証明書」
⑦	<p>【東京都の場合】専任技術者と経營業務管理責任者の本籍地入りの住民票 (兼任の場合は1通でかまいません)</p> <p>【千葉県の場合】取締役全員の本籍地入りの住民票</p>
⑧	<p>預金残高 500 万以上の証明書 (取引銀行でもらって下さい)</p> <p>ただし決算報告書の資本合計が 500 万円以上の場合は不要</p> <p>証明書の有効期限が 1 ヶ月しかありませんので、全部の書類がそろってからもらって下さい。書類を作成中に期限切れとなり、再度、証明書を取ってもらうこととなります。</p>
⑨	<p>申請業種の経營業務の管理責任者の確認資料</p> <p>①確定申告書(控)(税務署印の押してあるもの)と決算報告書を5年分</p> <p>②工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等を5年分(原本提示)</p> <p>※請求書の場合は入金確認をさせていただくため、通年分の「通帳」も必要となります。</p>
⑩	<p>専任技術者の確認資料</p> <p>資格のある場合</p> <p>その合格证、免許証(原本提示)</p> <p>※許可をとるための資格は限定されていますのでお問い合わせください。</p> <p>※現在有効な許可通知書の写しが必要です(原本提示)</p> <p>資格のない場合(実務経験の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書(控)(税務署印の押してあるもの)を10年分 ・工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等を10年分(原本提示) <p>(ただし学歴によって資料の確認期間が短縮されますのでお問い合わせください。)</p>
⑪	工事経歴書(許可業種毎。直近決算期内の工事を請負金額の大きい順に10件分)
⑫	<p>履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)と会社定款(定款はコピーをとったもの)</p> <p>株式会社の場合は役員欄の閉鎖謄本・1丁から現在のものまで必要です。</p>
⑬	健康保険証の写し(専任技術者・経營業務管理責任者)
⑭	健康保険、厚生年金、雇用保険の保険料納入通知等
⑮	営業所在地案内図と営業所内の写真

※詳しくは建設業許可担当者までお問い合わせ下さい。

【個人用】 建設業許可申請新規必要書類一覧

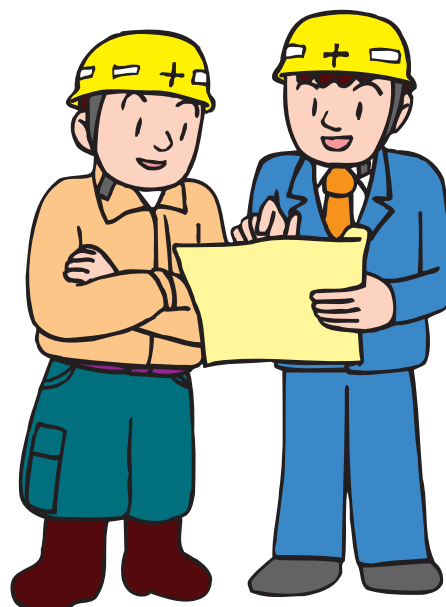
①	事業所名・代表者・所在地のはいった横書きゴム印
②	実印と印鑑証明書
③	略歴書
④	<p>代表者の「登記されていないことの証明書」と「身分証明書」</p> <p>※成年被後見人などの欠格要件に該当しない旨を証明する2つの書類の提出が必要です。</p> <p>①登記されていないことの証明書→法務局が発行します 郵送でも発行は可能です。詳細は法務局にお問い合わせ下さい。</p> <p>②身分証明書→本籍地のある各区市町村の戸籍課が発行します 郵送でも発行は可能です。詳細は各市区町村にお問い合わせ下さい。</p>
⑤	個人事業税の「納税証明書」
⑥	専任技術者と経營業務管理責任者の住民票
⑦	<p>預金残高 500 万以上の証明書 (取引銀行でもらして下さい)</p> <p>ただし決算報告書の資本合計が 500 万円以上の場合は不要</p> <p>証明書の有効期限が 1 ヶ月しかありませんので、全部の書類がそろってからもらって下さい。書類を作成中に期限切れとなり、再度、証明書を取ってもらうこととなります。</p>
⑧	<p>申請業種の経營業務の管理責任者の確認資料</p> <p>①確定申告書(控)(税務署印の押してあるもの)と決算報告書を5年分</p> <p>②工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等を5年分(原本提示)</p> <p>※請求書の場合は入金確認をさせていただくため、通年分の「通帳」も必要となります。</p>
⑨	<p>専任技術者の確認資料</p> <p>資格のある場合</p> <p>その合格证、免許証(原本提示)</p> <p>※許可をとるための資格は限定されていますのでお問い合わせください。</p> <p>※現在有効な許可通知書の写しが必要です(原本提示)</p> <p>資格のない場合(実務経験の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書(控)(税務署印の押してあるもの)を10年分 ・工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等を10年分(原本提示) <p>(ただし学歴によって資料の確認期間が短縮されますのでお問い合わせください。)</p>
⑩	工事経歴書(許可業種毎。直近決算期内の工事を請負金額の大きい順に10件分)
⑪	健康保険証の写し(専任技術者・経營業務管理責任者)
⑫	営業所在地案内図と営業所内の写真
⑬	自宅の平面図(事業所スペースを確認します) ※間取りを手書きしたもので結構です。

【法人事業所用】 建設業許可申請新規必要書類一覧（更新）

①	事業所名・代表者・所在地のはいった横書きゴム印と会社の代表者印
②	前回の許可申請書（副本）
③	前回の変更届出書（副本）
④	確定申告書（原本）と決算報告書
⑤	工事経歴書
⑥	取締役全員の「登記されていないことの証明書」と「身分証明書」 ※成年被後見人などの欠格要件に該当しない旨を証明する2つの書類の提出が必要です。 ①登記されていないことの証明書→法務局が発行します。 郵送でも発行は可能です。詳細は事務局にお問い合わせ下さい。 ②身分証明書→本籍地のある各区市町村の戸籍課が発行します。 郵送でも発行は可能です。詳細は事務局にお問い合わせ下さい。
⑦	法人事業税の「納税証明書」（都税事務所）
⑧	本籍入りの住民票（常勤・非常勤問わず役員全員の本籍入りの住民票を各1通）
⑨	代表者の個人実印と取締役全員の実印
⑩	履歴事項全部証明書（1通） ①「経営管理者」「専任技術者」の報酬額が200万円以下の方は、別途書類が必要になりますので、お問い合わせください。 ②役員の変更の際、書類が必要な場合がありますので、お問い合わせください。
⑪	会社の定款（定款はコピーをとったものを1通）
⑫	健康保険証の写し（専任技術者・経營業務管理責任者）

※赤字の書類は役所・法務局・都、県税事務所でお取りいただくものです。

※住所・役員、資本金など変更事項が生じた場合は、揃えていただく書類がありますのでお問合せください。



【東京個人事業所用】 建設業許可申請(更新)必要書類一覧

①	事業所名・代表者・所在地のはいった横書きゴム印
②	前回の許可申請書(副本)
③	前回の変更届出書(副本)
④	確定申告書(原本)と決算報告書
⑤	工事経歴書
⑥	<p>代表者の「登記されていないことの証明書」と「身分証明書」</p> <p>※成年被後見人などの欠格要件に該当しない旨を証明する2つの書類の提出が必要です。</p> <p>①登記されていないことの証明書→法務局が発行します。</p> <p>※郵送でも発行は可能です。詳細は事務局にお問い合わせ下さい。</p> <p>②身分証明書→本籍地のある各区市町村の戸籍課が発行します。</p> <p>※郵送でも発行は可能です。詳細は事務局にお問い合わせ下さい。</p>
⑦	<p>個人事業税の納税証明書</p> <p>●納税がある場合→都税事務所に「該当年度の証明書」が発行できるかを確認後、「事業税の納税証明書」を発行してもらう。</p> <p>●納税がゼロ(0)の場合→最寄りの税務署で「納税証明書その2」(所得金額および事業所得金額のわかるもの)を発行してもらう。</p>
⑧	代表者の本籍入りの住民票
⑨	代表者の実印
⑩	代表者の健康保険証の写し

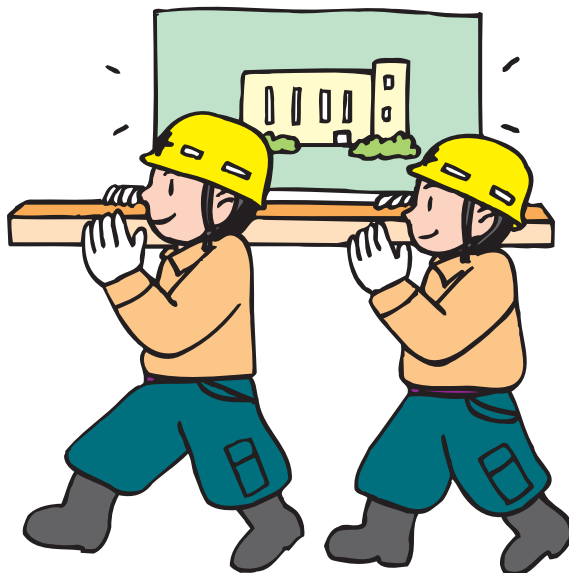
※赤字の書類は役所・法務局・都、県税事務所でお取りいただくものです。



【千葉個人事業所用】 建設業許可申請(更新) 必要書類一覧

①	事業所名・代表者・所在地のはいった横書きゴム印
②	前回の許可申請書(副本)
③	前回の変更届出書(副本)
④	確定申告書(原本)と決算報告書
⑤	工事経歴書
⑥	代表者の「登記されていないことの証明書」と「身分証明書」 ※成年被後見人などの欠格要件に該当しない旨を証明する2つの書類の提出が必要です。 ①登記されていないことの証明書→法務局が発行します。 郵送でも発行は可能です。詳細は事務局にお問い合わせ下さい。 ②身分証明書→本籍地のある各区市町村の戸籍課が発行します。 郵送でも発行は可能です。詳細は事務局にお問い合わせ下さい。
⑦	個人事業税の「納税証明書」(県税事務所で発行)
⑧	代表者の本籍入りの住民票
⑨	代表者の実印
⑩	代表者の健康保険証の写し

※赤字の書類は役所・法務局・都、県税事務所でお取りいただくものです。



住宅相談

住まいのご相談

東建従では、地域の皆さまから住宅相談や工事に関する問い合わせを受け付けています。

- (1) 新築（建て替え）
- (2) 介護保険での手すりの設置やトイレ、浴室の改修
- (3) 木造住宅の耐震診断、耐震補強工事
- (4) 屋根や外壁の補修、子供部屋の増築など

住まいに関することなら、なんでもご相談下さい。

施工業者の紹介（住宅センター）

東建従では、組合員の登録による住宅センターが責任をもって施工業者を紹介いたします。住宅センターには大工・工務店はもちろん電気、左官、内装、防水、屋根などの専門工事業者が登録されています。

登録業者が直接工事をしますので、責任施工・なっとく価格で対応いたします。

住まいのことなら、顔の見える地元の職人にお任せください。

◆住まいの相談◆

江東住宅センター 江戸川住宅センター
葛飾住宅センター 市川住宅センター
船橋住宅センター

お気軽にお電話ください TEL 03-3689-3191

住宅デー

東建従では、毎年6月に「住宅デー」を開催し、住宅相談・包丁研ぎ・まな板削りなど、地域の皆さまとの交流をはかり信頼を強めています。また、木工教室や各種模擬店・イベントを開催するなど、住宅デー（無料奉仕活動）を通じて、地域に貢献する組合をアピールしながら、地場産業としての仕事確保運動を展開しています。